

公益財団法人札幌法律援護基金規則

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人札幌法律援護基金(以下「基金」という。)は、経済的弱者及び社会的弱者の法律問題に対する援護を行うことによって、その権利を擁護し、社会正義を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 経済的弱者 資力及び収入からみて経済的に困難の状況にあると基金が認めた者
- (2) 社会的弱者 北海道内において他の多くの人に比べて社会的に弱い立場に置かれていると基金が認めた者
- (3) 民事事件 刑事事件及び少年保護事件を除く事件で、日本司法支援センター等の公的な援助を受けることが困難な事件
- (4) 公益訴訟事件 弁護士法第1条の趣旨に合致するもので、事件の内容が公益に関わると基金が認めた訴訟などの事件又は事実認定、憲法解釈若しくは法律解釈について特別の研究を要する事件

(財源)

第3条 基金が行う助成事業の財源は、基本財産運用益、特定資産運用益、刑事贖罪寄付金及び一般寄付金とする。

(審査会)

第4条 審査会は、定款第4条第1項に定める事業の実施にあたり、援護を受けようとする者からの申請があった場合には、法律扶助及び調査研究助成としての援護の可否を審査し、交付する助成金額を決定する。

- 2 審査員は3名とし、その任期は理事の任期と同一とする。
- 3 審査会の審査員長は、年度当初の審査会において、審査員の互選によって選任する。
- 4 審査会は、審査員長が招集する。ただし、審査員就任後最初に開催される審査会は、理事長が招集する。
- 5 審査会の決議は、決議について特別の利害関係を有する審査員を除く審査員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 前項の規定にかかわらず、審査員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、審査会の決議があったものとみなす。

第2章 法律扶助事業

(対象事件)

第5条 基金は、経済的弱者が当事者となる民事事件について、手続費用（破産事件及び民事再生事件等の予納金及び保全事件等の保証金を除く。）及び弁護士費用として助成金を交付することができる。

2 基金は、経済的弱者が当事者となる公益訴訟事件について、手続費用として助成金を交付することができる。

3 前2項の要件をみたす事件であっても次の各号の一に該当する事件は、法律扶助の対象としない。

(1) 勝訴の見込がない事件

(2) 法律扶助を受けようとする者が過大な請求あるいは不適切な紛争解決方法に固執する事件

(3) 法律扶助を受けようとする者の反倫理的行為に起因する事件

(4) 法律扶助を受けようとする者が好訴感情を満足させることを主として目的としている事件

(5) 法律扶助を受けようとする者が独力で解決できる事件

(6) 法律上の解決が不適切な事件

(7) その他、審査会が法律扶助決定をすることが適当ではないと判断した事件

4 前項第1号の勝訴の見込の判断にあたっては、判例又は学説上勝訴が著しく困難であっても、公益訴訟事件については勝訴の見込がないとはしない。

（被助成者）

第6条 法律扶助を受けようとする者は、北海道内に在住する自然人とする。ただし、審査会が特段の事由があると認めた場合は、法人又はその他の団体にも助成することができる。

2 法律扶助を受けようとする者は、受任（予定）弁護士を代理人として申し込まなければならない。

3 審査会は、前項の申込みを受けた場合は、速やかに法律扶助の要件に合致するか否かを審査し、その結果を申込代理人弁護士に通知をする。

（助成手続）

第7条 法律扶助助成金は、法律扶助を受けようとする者と代理人となる弁護士との間に委任契約が成立した時に基金が受任弁護士に直接支払うものとする。

2 受任弁護士は、委任契約を締結した時は直ちに基金に契約書の写しを提出しなければならない。

（委任契約の不成立）

第8条 審査会は、法律扶助決定後1か月以内に前条第2項の契約書の写しの提出がない場合、法律扶助決定を取り消すことができる。

（虚偽申出）

第9条 受任弁護士は、法律扶助を受けた者の資力又は事件の事実関係について、法律扶助を受けた者が法律扶助決定を受けるにあたって述べていたことと重大な違い又は変更

を発見したときは、審査会に直ちに報告しなければならない。

- 2 審査会は、法律扶助決定後といえども、法律扶助を受けようとする者が申込時に資力又は事実に関し虚偽の申出をしていたことが判明した場合は、法律扶助決定を決定時に遡って取消することができる。
- 3 審査会は、法律扶助決定を取り消そうとする場合は、法律扶助決定を受けた者及び受任弁護士から事情を聞かなければならない。
- 4 審査会が法律扶助決定を取り消した場合は、助成金を受領した受任弁護士に対し、直ちに法律扶助助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(受任弁護士の辞任)

第10条 受任弁護士より辞任の申出があった場合は、審査会は受任弁護士及び法律扶助を受けた者から事情を聴取し、法律扶助決定を取り消すことができる。

- 2 法律扶助決定を取り消した場合は、審査会は、助成金を受領した受任弁護士に対し、法律扶助助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(受任弁護士の解任等)

第11条 受任弁護士は、法律扶助決定を受けた者が受任弁護士を解任した場合、又は事件の処理の中止を求めた場合は、審査会は受任弁護士及び法律扶助を受けた者から事情を聴取し、法律扶助決定を取り消すことができる。

- 2 法律扶助決定を取り消した場合は、審査会は、助成金を受領した受任弁護士に対し、法律扶助助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(報告義務等)

第12条 受任弁護士は、基金から求められたときは、事件の処理状況を報告しなければならない。

- 2 事件が終了したときは、受任弁護士は、終了を証する判決書、審判書、和解調書等の写しを添えて、事件終了の顛末及び助成金の使途明細について、基金に対し文書をもって報告しなければならない。

第3章 調査研究助成事業

(調査研究助成事業)

第13条 基金は、経済的弱者及び社会的弱者の法律問題に関する調査研究の助成を受けようとする者に対して、助成金を交付することができる。

(被助成者)

第14条 調査研究助成を受けようとする者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 札幌弁護士会の会員たる弁護士(弁護士法人を含む。以下同じ。)
- (2) 札幌弁護士会
- (3) 北海道弁護士会連合会(以下「道弁連」という。)傘下の弁護士及び弁護士会
- (4) 北海道弁護士会連合会

(報告義務等)

第15条 調査研究助成金を受けた者は、調査研究が終了したとき及び基金から求められたときは、直ちにその成果及び助成金の使途明細を基金に文書で報告しなければならない。

2 基金は、前項の成果を公表することができる。

第4章 法律相談助成事業

(法律相談助成対象事業)

第16条 基金は、札幌弁護士会、道弁連及び道弁連傘下のその他の弁護士会が運営する法律相談事業への援助の申し込みを受けた場合は、常務理事会の決議を経て、助成金を交付することができる。

第5章 人権賞助成事業

(札幌弁護士会人権賞事業への助成)

第17条 基金は、札幌弁護士会人権賞規則が規定する事業に対する助成として、札幌弁護士会から援助の申し込みを受けた場合は、常務理事会の決議を経て、助成金を交付することができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月22日理事会議決)